

議案第 34 号

市川市都市公園条例の一部改正について

市川市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 11 月 26 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市都市公園条例の一部を改正する条例

市川市都市公園条例（昭和 62 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「禁止」を「禁止等」に改め、同条第 5 号中「もの」の次に「（次項において「商業広告物」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、国府台公園の野球場及び体育館について、これらの用途又は目的を妨げない限度において商業広告物（屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物に該当するものを除く。）を掲出することを認めることができる。

第 17 条第 2 号中「第 4 条（）」を「第 4 条第 1 項（）」に、「第 4 条各号」を「同項各号」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

国府台公園の野球場及び体育館の維持管理費に充てるため、これらの施設に商業広告物を掲出することができるようにする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。